

平成30年度 第2回港区子ども・子育て会議 議事要旨			
年月日	平成30年9月19日(水)	資料	【配布資料】 資料1 港区子ども・子育て支援ニーズ調査について 資料2 港区子ども・子育て会議 スケジュール(修正案) 参考資料1-1 子ども・子育て支援法及び基本的な指針(抜粋) 参考資料1-2 基本的な指針(全文) 参考資料1-3 基本的な指針の一部改正通知 参考資料2 幼児教育無償化の具体的なイメージ(例) 参考資料3 平成25年度実施 港区子ども・子育て支援ニーズ調査票 参考資料4 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方 机上配布資料 机上配付資料「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」についての意見用紙 机上配布資料 港区子ども・子育て支援事業計画 机上配布資料 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き
時間	18:30~20:00		
場所	港区役所911~912会議室		
次第	1 議事 (1) 港区子ども・子育て支援ニーズ調査について (2) 港区子ども・子育て会議 スケジュールの変更について 2 その他		
出席者			
会長	國學院大學人間開発学部	教授	神長 美津子
副会長	共立女子大学家政学部	教授	白川 佳子
委員	公募区民		柳田 ゆう花
	公募区民		村上 久仁子
	港区私立幼稚園連合会	みなと幼稚園園長	北條 泰雅
	港区私立保育園長会	みつばち保育園長	東 美智枝

	港区立高輪子ども中高生プラザ		網中 建志
	港区私立幼稚園PTA連合会	会長	藤田 裕子
	港区立小学校PTA連合会		綿谷 和宏
	日本労働組合総連合会東京都連合 会港地区協議会	議長	郡司 知志
	港区民生委員・児童委員協議会	芝浦港南地区会長	藤田 純子
事務局	子ども家庭支援部長（兼務 麻布地区総合支所長）		有賀 謙二
	教育委員会事務局教育推進部長		新宮 弘章
	子ども家庭課長		佐藤 博史
	保育・児童施設計画担当課長		西川 杉菜
	保育課長		山越 恒慶
	子ども家庭支援センター所長		中島 由美子
	教育長室長		中島 博子
	教育企画担当課長		藤原 仙昌
	学務課長		山本 隆司
	教育指導課長		松田 芳明
	教育指導課幼児教育担当専門官		藤井 未知江
	赤坂地区総合支所区民課長		阿部 徹也

【開会】

神長会長） 第2回港区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日の議題はお手元のとおり、議事2件があります。終了時刻は午後8時を予定しています。小さなお子様を預けて参加されている委員もいますので、時間どおりに終了できるよう、ご協力をお願いします。

それでは、本日の出席状況、資料確認を事務局からお願いします。

子ども家庭課長） 子ども家庭課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

澁谷副会長と清水委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、現時点で藤田裕子委員、茨田委員、福原委員がお見えになっていませんが、欠席の連絡はございませんので、間もなくいらっしゃるかと思ひます。

定足数である過半数は確認できておりますので、会議としては成立しております。

次に、本日お配りしております資料の確認をいたします。

(資料確認)

1 議事 (1) 港区子ども・子育て支援ニーズ調査について

神長会長） それでは、議事に移ります。(1)「港区子ども・子育て支援ニーズ調査について」です。事務局から説明をお願いします。

子ども家庭課長） 港区子ども・子育て支援ニーズ調査についてご説明いたします。まず、子ども・子育て支援法及び基本的な指針に基づきましてこの調査を行う、そういった趣旨について簡単にご説明いたします。

参考資料1-1をごらんください。白丸で大きく2つのジャンルが書いてありますが、上のほうが子ども・子育て支援法になります。第61条に「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」とあります。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画は、子どもの保護者の特定教育、保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を勘案して作成されなければいけないということで、そのためのニーズ調査であるということが定められております。

下の白丸です。「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」となります。第三のところに「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握」とありまして、(二)の

ところに「現在の利用状況及び利用希望の把握」とあります。「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと」とあり、そのためのニーズ調査となります。

参考資料1-2には大切な理念が書いてあるので、皆様と共有したいことから、ご説明をいたします。2ページの下の方に第一「子ども・子育て支援の意義に関する事項」とあります。とても大切なところがほぼ全面にわたって書かれております。法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策を相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ということを目的としています。

また、この目的を達成するために、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある」とされています。

また、「社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである」として、「全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある」とされております。

3ページの2段落目、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである」とあります。子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいます。親自身は周囲のさまざまな支援を受けながら親として成長していくもので、全ての子育て家庭を対象に親育ちの過程を支援していくことが必要です。行政が子ども、子育て支援を質、量ともに充実させるとともに、社会のあらゆる分野における全ての構成員が子ども、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、おのおのが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。「そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望が

かなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない」とされております。とても大事な理念が書かれております。

3ページ中段の「子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」の4ページの二の1つ上のところ、「子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である」と結んでいます。

二番として「子どもの育ちに関する理念」として、「人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有している。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程である」として、そこから乳児期、幼児期、幼児期のうち3歳以上、そして小学校就学前の学童期と特徴を捉えた書き方をしております。

5ページの三番の少し上、「一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である」と結んでおります。

5ページの三番としまして「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」です。2段落目、「子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである」としております。

6ページ一番下の段落、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育、保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

7ページの上段、「教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である」とされております。

四番として「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」です。7ページ一番下の段落、「地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す」とされて

います。

8 ページは、「教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方」になっております。

8 ページの2 段落目、「市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う」とあります。

その2 つ段落の下、「このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する」とあります。

9 ページの二番からは連携及び協働のことがうたわれております。

二の1 として「市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働」、10 ページの2 番として「市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働」、3 番として「教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働」、11 ページの4 番として「国と地方公共団体との連携及び協働」と結んでおります。

なお、11 ページの第三以降は「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項」になります。

我々は、何か迷ったときにはここに立ち戻る、そういった意識でこの基本的な指針を理念の中心として皆さんと共有したいと思い、説明をいたしました。

続きまして、ニーズ調査項目の追加を予定しているものではありませんが、幼児教育の無償化につきまして保育課長から説明をいたします。

保育課長) それでは、「参考資料2」をお手元にご用意ください。幼児教育無償化の具体的なイメージ例をお示ししているものです。国の経済政策パッケージ、経済財政運営と改革の基本方針2018の中に掲載されている資料となります。詳細はまだ国のほうから伝わって来ていませんが、幼児教育の無償化の考え方では、図の左の四角の囲みの中に「3歳～5歳児」と書いてあり、保育の必要性の認定事由に該当する3～5歳児のことです。その下、保育の必要性の認定事由に該当しない子どもの3～5歳児とあります。基本的には3～5歳児の幼児教育の無償化を念頭に置いているということでございます。

さらに、その下の囲みの住民税非課税世帯の方は、0から2歳児についても無償化を行うというのが今回の考え方だと聞いております。

なお、保育の関係、右のほうに対象になる利用施設がありますが、上限額が定められているケースが幾つかあり、その中で無償化を進めていくと聞いております。

なお、現在国のほうから詳細な情報がきていませんので、情報収集に努め、その内容にどのようにして対応していくのかは今後検討していく予定としております。

また、23区の状況も、同じように情報収集あるいはどんな事務量が増えるのか、あるいはどんな影響が出るのかをそれぞれの区の中でも調査していると聞いております。港区におきましてもその影響額を調べている状況です。

子ども家庭課長） 資料1、調査の目的です。子ども・子育て支援法に基づく港区子ども・子育て支援事業計画が平成32年、2020年3月末をもって終了することから、新たに計画を策定する必要がございます。策定に当たりまして、現在の状況や今後の利用希望などを把握し、計画に反映させるため、ニーズ調査を実施するものでございます。

2番の「調査概要」になります。調査対象として、区内在住の就学前児童の保護者5,000名、区内在住の小学1、2年生の保護者2,000名です。抽出方法は無作為抽出によります。調査方法として郵送配付、回収は郵送またはインターネットにより行います。調査期間は平成30年11月から12月を予定しています。

調査項目は①番から⑩番と表のとおりでございます。後ほど詳細をご説明いたします。

資料1の裏面をごらんください。前回調査からの主な変更点になります。こちらは国による変更点と区による変更点を掲げております。国による変更点としては必須項目として「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」に「幼稚園への強い希望」を追加されております。これは、「定期的に利用したい事業」という中の1番「幼稚園」、2番「幼稚園の預かり保育」に丸をつけ、かつ3以降の保育所等に丸をつけた方に対して幼稚園の利用を強く希望するかということで、「はい」か「いいえ」で答えてもらうようになっています。

具体的には、机上配付の参考資料4、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」の4ページをごらんください。4ページの7番に「共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について（P33）」とあります。5ページに、設問が問16-2とあり、これは国から指定されたものそのままでございます。幼稚園、保育園の利用希望でどちらが優位か確認する設問で、どのようにニーズ量の算出、確保策とするかは現在国で検討中ということでございます。

資料1の裏面、4番の「区による変更点」です。（1）として、調査対象、調査数を変更

し、前回の3,000人から5,000人に増やしております。また、新たに小学校1、2年生の保護者2,000人を対象に実施いたします。

(2)番として、「基本属性」に「住まいの状況」や「港区での居住期間」を追加しております。

(3)として、「保護者の就労状況」の中で「世帯の年収」を追加しております。

(4)として、「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」に無償化実施後の希望を追加しております。

(5)として、「小学校就学後の放課後の過ごし方」に入学を希望する、または入学している小学校の種類を追加しております。

(6)として、「子育て環境全般」に項目を修正、追加をしております。

5番の「スケジュール」になります。特に次回、10月22日にはアンケート用紙の形としてお示ししたいと思っております。

A3カラーの資料1の別添をごらんください。前回調査から変更になった点を中心にご説明いたします。新たに国の手引きにより必須事項となった幼稚園への強い希望の説明、こちらがございます。こちらは濃い黄色の部分となっております。また、設問の内容の番号は今回の調査の通し番号としております。薄い黄色のセルが新規の設問です。薄いグレーのセルは今回削除する設問となります。また、表頭右から4番目の行に「必須／任意」とありますけれども、これは国で定めた調査項目となっております。また、「就学前児童保護者」についている丸、また「就学児童（小学1・2年生）保護者」についている丸、こちらが設問となります。なお、一番右の列には、参考として平成25年度の前回実施した調査項目を番号として載せております。

紳長会長） それでは①～③について、ご意見等がありますか。

委員） 先ほど基本指針について丁寧なご説明がありました。大変うれしく思っております。今までかなり激しい言葉で発言をさせていただくことが多かったが、基本的なところで立ち返ってくださることを表明していただき、区の皆さんのご努力を信頼するというところで話をさせていただきたい。①の7番、「集合住宅」の後に「公営住宅」がありますが、どういうことでしょうか。もう一つは③の13番、相当細かく年収を聞いているが、やり過ぎではないかという印象を持っております。

子ども家庭課長） 港区では9割の方が集合住宅に住んでいる大きな特徴もございます。「分譲」、「賃貸」の分けになってございます。その中でも、公営住宅との違い、これは住まいの形として一般的な分け方ということで、クロス集計をするときの参考にしたいとい

う切り口でございます。何か狙ったというよりも、切り口の違いということで整理をしたところでございます。

世帯の年収は、幼児教育無償化とのクロスの中での世帯の年収を捉えておきたいという考えでございました。ここで世帯の年収を聞くことによってもし筆がとまるようなことであれば、それは区が本意としていることではありませんので、ぜひそこは先生方皆様のご意見を頂戴しながらこの項目については検討していきたいと思えます。

委員) 大体わかりますが、公営住宅と集合住宅について、私自身が東京都住宅供給公社の分譲住宅に住んでいたことがあり、そういう場合、どちらにつけるのかということなので、もう一回ご検討いただきたい。

子ども家庭課長) 検討してみたいと思えます。回答者がわかりづらくなならないような検討も含めてしたいと思えます。

神長会長) ありがとうございます。お願いいたします。

委員) 13番の世帯の年収の項目、以前の調査で、港区の子育て世帯の年収を見てみると1,000万以上の家庭が多いということをご教示いただいた覚えがございます。この分け方はいわゆる社会調査の一般的な分け方ではあるが、港区ならではのニーズを把握するという話であれば、この「1,000万円以上」を例えば1,000、1,500、3,000など、1,000万以上の世帯についてももう少し細かく分け、それぞれの教育意向を調査してもいいのではないのでしょうか。

神長会長) これに関して皆さんのほうから何かありますか。

子ども家庭課長) 確かに1,000万以上の世帯もあろうかと思えます。今のご意見を頂戴しまして、先ほどの筆がとまるかというところとの課題もございますけれども、この項目に入れるかどうかを検討の中に入れていきたいと思えます。

神長会長) 次に④～⑥について、ご意見等がありますか。

委員) ④の15-1、「幼稚園への強い希望」とある。幼稚園を運営しているので幼稚園へ強い希望をいただくのはうれしいが、国の指示とは言いながら何で「強い」をここに入れるのか。「保育園への強い希望」とどうしてやらないのか、お聞きしたい。

16の無償化について、区の方針をこのアンケートの中に明記して聞かないと意味をなさないと思えます。参考資料2について、確認ですが、見出しが「幼児教育無償化」となっていますが、これで間違いはないのですか。左側の囲みの括弧書きで、「保育の必要性の認定事由に該当する子ども」ということだが、これは定義を明らかにしないと一般の人には何のことだかわかりません。子ども・子育て支援法のいわゆる2号のことを言っている

のですが、そういうことになりますと、その下の囲み、「専業主婦（夫）家庭など」というところで「3歳～5歳児」が「保育の必要性の認定事由に該当しない子ども」となっています。そして右のほうを見ますと幼稚園に行っている子どもというふうに読めます。新制度に移行した場合にはこのとおりである。保育の必要性の認定事由に該当しない1号ということになります。しかし、港区の私立幼稚園は全園が新制度には移行いたしませんので、私学助成のもとに残り続けます。そうすると、子どもに対して1号とか2号という区別は私学助成上の幼稚園にはないので、こういう説明では足りないので、ご検討いただきたい。

もう一点、芝浦アイランドこども園が区立の施設としてありますが、4歳と5歳が幼稚園教育要領に準じて教育を行うことになっています。そうすると、このアイランドのいわゆる4歳、5歳児の1号はどういうことになるのかわからない。

④の削除した「適切な費用負担額」について、私立幼稚園としては残していただきたい。なぜかと言いますと、私立幼稚園は保護者にご負担をいただいている年額がおおむね50万円以上になっております。このたびの無償化の対象金額が30万8,000円でありますから、およそ20万円の保護者負担が残るわけです。そのことを考えますと無償化したからこれは要らないだろうとは思わないと思いますので、適切な設問をつけていただきたい。

⑤と⑥で小学校を除いているが、⑤の17番から⑥の21-1、⑧の23から25も調査対象に入れていただきたい。

子ども家庭課長 まず、④の15-1「幼稚園への強い希望」という表現であります。区としても「強い希望」というキーワードに少し違和感、どういうことだろうと思い、東京都と国に確認をしたところですが、先ほど申し上げたとおり、幼稚園と保育園の優先度を確認したいということでした。どちらが優位か確認する設問であるということで、その趣旨が通ればこの言葉自体を使わなくてもという説明もございました。表現も含めて検討していきたいと思います。ただ、必須事項となりますので、幼稚園、保育園の優位性について確認する設問は置きたいと思っております。

次に「適切な費用負担額」を残してもらいたいというご意見について、参考資料3、5年前の子ども・子育て支援ニーズ調査の10ページをごらんください。

設問14として、「すべての方にうかがいます」ということで、1番から16番まで実際に現在利用している方を1番として置き、その下の14-2で実際にご自身が利用する際の費用負担は幾らが適当と考えるかという形となっております。

上の14番で複数の形や、また希望しているところがあったときに、下の14-2でなかなか1つだけを選択することがこの基準としてうまい回答につながるかといったところがあり、ここは削除と至ったわけですが、委員のご指摘のとおり必要などころということもお聞きいたしましたので、検討してみたいと思います。

また、⑤、⑥、設問ですと17番から21番、そして23番から25番、こちらは小学1、2年生のところは黒塗りになっていまして、設問としては設定していない状態となっております。これは、確かに兄弟姉妹がいて現在育児中であるということであれば、生の声といえますか、実態の声としてあると思います。小学校に上がって、下にお子さんがない場合、数年前の記憶をたどって回答してもらうところがやはり負担感もあるということ、そして就学前児童の保護者には5,000件と件数をふやした調査を行っているということから、回答していただくに当たって設問が多過ぎるところを考えたものです。バランスも含めて次回までに考えてみたいと思います。

保育課長） 参考資料2「幼児教育無償化の具体的なイメージ（例）」でございますけれども、こちらは国の資料をそのまま参考資料としていまして、区で加工しているものではないです。出典を書きおけばよかったのですが、大変わかりにくく申し訳ございませんでした。また、芝浦アイランドの認定こども園でございますけれども、平成28年4月から保育所型の認定こども園ということで運営をしており、4歳、5歳児の一部の方につきましては下の部分の利用状況というところの認定こども園に該当すると考えているところでございます。

委員） 芝浦アイランドこども園は、4歳児、5歳児の部分は幼稚園ではない。法的には無認可幼稚園ですから、今のご回答は不適切です。

神長会長） 同じ園に通っていても、いわゆる1号認定と2号認定によって違うわけですね。芝浦アイランドこども園は、保育所児として認定している場合は上のケースに入るわけですね。上のケースに入って、幼稚園児として認定しているおさんは何人かいらっしゃるかと、そのおさんは下の認定こども園という枠に入るわけですね。

委員） いや、入らないのです。幼稚園としての認可はないですから。

神長会長） この下の認定こども園のほうではないのでしょうか、そのときには。

委員） ここで言う認定こども園の1号部分は、幼稚園の認可を持っている場合でしょう。

神長会長） 幼保連携型と保育所型と幼稚園型で言えば、保育所型の認定こども園になるわけですね。

委員） そうですね、保育所型ですね。

神長会長) そうすると、保育所型も含めた認定こども園という解釈ではないのですか。

保育課長) こちらにつきましては、平成28年4月から保育所型の認定こども園として東京都に届け出を出している施設になってございます。

委員) そうなるとね、左側の四角のところの括弧書きが該当しない。1号認定の子どもになるわけです。

保育課長) 4歳児、5歳児につきましては2号認定の方と1号認定の定員を設けておりました、それぞれ一体として運営をしているという形に平成28年度から移行している状況ですので、下に該当するグループと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員) もう一回検討してください、ちょっとおかしいです。

子ども家庭課長) 改めて調べまして、いずれにしても回答される方が私ほどこと迷わないような形になるような説明ができるように備えてまいりたいと思います。検討させてください。

神長会長) 先ほどのお話にありましたけれども、保護者にとってみるとそういう認定の仕方はよくわからないので、やはり説明が必要なのかもしれません。そこも検討ということでお願いしたいと思います。

白川副会長) 質問項目ではなくてサンプリングのことで質問したいのですが、今回就学前児童の保護者が3,000人から5,000人にふえているが、封筒の宛名に子どもの名前が来るわけですね。無作為ですが子どもの年齢が0歳から6歳まで均等にあるほうが望ましいと思うが、そのあたりのバランスなどは全く無作為でしていくのでしょうか。

子ども家庭課長) 結果としては全く無作為という形になりますが、5地区のバランスは一定程度考えております。年齢につきましては無作為ですが、統計上無作為でも分布としては公平になるということが過去の実績からとれておりますので、アンバランスはないと考えております。

白川副会長) それならば安心しました。バランスが悪くなってしまったときにおかしい統計になるのかなと思いましたので、確認させていただきました。

神長会長) 次に進みまして、⑨番の「小学校就学後の放課後の過ごし方」から⑩番、⑪番にかかわってご意見等がありましたらお願いします。

委員) ⑨番の小学校の「入学を希望する小学校の種類」の選択肢について、これだけ細かく分けてあるのであれば、放課後の居場所が、今インターナショナルスクールであれ、特別支援であれ、同じ場所になる可能性があるのでは、それでいいかどうかという設問もつけていただいたほうがいいのではないのでしょうか。放課後を過ごす場所が1か所という現

状があるわけですが、何か分けられない理由があるのかどうかはわかりませんが、実は分けてもらいたいという人が多いのであれば施設を分けたほうがいいのではないかなと思う。例えば東町小学校みたいに外国人学級の児童も全部一緒になって、それを指導する先生は、どの程度の英語ができるかどうかはわかりませんが、通常学級の子どもたちが行ったときにその子たちだけ我慢している現状もあり、同じ空間にいるのがかなり厳しい状況にあるのではないかなと思う。ただ利用者は分けないほうがいいと思っているのだったらそれでいい。外国人であれ、日本人であれ、同じ空間にいるというのが現実的に起きています。

委員) それは悪い環境なのですか。

委員) と思います。

委員) どうしてですか。

委員) 例えば、ある程度のスペースがとれている放課GO→クラブは全然問題ないが、非常にスペースが狭い場所もある。先生方の人数も足りないことが、ネックになっていると思うので、せっかく学校を分けているのだったら、放課後も分けたほうがいいと思っている方たちが多いかどうかを調査してもらいたい。

神長会長) 多分スペースの問題も大きいわけですよね。だから、学校種で分けるのか、スペースを確保するのかという問題もあると思うのですが。

委員) 居住空間という広さの問題ですね。だから、狭いところにぎゅっと詰められているよりは、もう少しゆとりを持って。いろんな子どもたちが集まってくるのはいいことだと思います。

委員) そうとは限らないと思います。

委員) 自分たちの学童クラブには色々な外国籍の子が来ますけれども、そういった配慮については、職員は英語ができる人間も、できない人間もいますけれども、そんなに問題を起こしたことはなく、想像がつかないので、例えばどういった問題があるのですか。

委員) ここで議論する内容ではないのですが、外国人学級、特別支援学級、通常学級と3つに分けて、現実的に学校は違った教育をしていて、通常学級の子たちが結構外国人と特別支援の子に遠慮している状況がある。例えば5人の学童の先生がいた場合に、3人がそっちにかかりっきりで、残りの2人の先生で子どもの対応人数は20人とか30人となる。こっちは3、4人のために3人ぐらいという現実があるので、子どもの保護者なり、子どもはどう思っているか、一応聞いていただいたほうがいいのかないかなという気がした。

神長会長) 少々聞き方が難しいですね。事務局のご意見がありましたらお願いいたします

す。

子ども家庭課長） 今会長からありましたとおり、行政としても非常に聞き方も含めて難しい問題だと思っております。検討させていただきます。

委員） つけ加えて言っておきますと、非常に共稼ぎが普通になっているので、今までだったら預けないという子どもを結構預けている事例がふえているので、そこも考えていただきたいなというのがある。

委員） 逆もあるかと思えます。特別支援の子ども、インターナショナルの子ども、もしかしたら保護者の方はうちの子は全然手当てされていない、日本人の子ばかり優遇されているという不満があると思えます。

心配だなと思うのは、今保育所がこれだけふえて、先ほどもお話があったように働かされている共働きの保護者の方が多くなっていく中で、放課後の過ごし方というのは就学前のお母さんたちも何年か先に来る問題としてすごく考えていることだと思うのですが、現状として先ほどもお話があったようにスペースとして本当に放課後は共働きであれば入れるのかという保証が今の就学前のお母さんたちにどのぐらいまで認識されているかはやっぱり知っておいたほうがいいのかと思う。

行政の事業に入れなかったときに、私立に入る選択があるかとも聞いておかないと、もし本当にそのままこういう質問をされているのであれば、放課後は行くものだと思って協力しているにもかかわらず、人数的に容量などの問題で入れませんでしたとなったときに、働いているお母さんたちの1年生や2年生の子どもたちはどこに行けばいいのとなる。せっかく私立、公立、国立という選択を聞くならば、放課後に関してもプライベートの学童などに行くことを考えていますかとかという質問をしたほうが分散できるのかなと思います。

委員） 問27について、私立の小学1年生は、私立の環境と公立の学童の2つに通うのが結構大変な状況にあります。いろいろ環境も違うし、お友達の知り合いもないしというので学童に通わない子が結構多い現状があります。そういう環境にいるからかもしれませんが、常日ごろから思っているのは、小学校低学年の親御さんたちがそもそも自分の子どもを放課後どのように過ごさせたいかという希望をどこかでとるのもいいのかなと思いました。

今事業としましては学童という施設がありますけれども、そこに通わせたいか、それとも在宅でシッターさんに見ていただきたいか、民間の習い事的な施設を使いたいか、あとは親族、おじいちゃん、おばあちゃんに見てもらいたいかなど幅広く、例えば27の選択

肢で、子どもの放課後というか、学校が終わった後の理想的な育ちの場をどこかで聞いてもいいのかと思いました。

神長会長) 現行で言えば18ページの24にあるように、一応はそれを聞くことにはなっていますね。

委員) 私立と公立は余り気にならないが、要は言葉が通じない子どもと特別支援の子どもと通常学級の子どもの一緒にするのは結構大変というところがあるので、それを放課後にあえて分けるということに対しての意見をぜひ聞いてみたい。

神長会長) その分け方とか聞き方については、まだこれからの検討だと思います。

子ども家庭課長) 今の特別支援や通常学級の分けのところはなかなか難しい問題ではあると思っています。このニーズ調査でそれを捉えるのか、改めて別の機会でもやるのかも含めてその声というものを拾うために何ができるかは検討していきたいと思っています。

学校の種類については、どんな方たちが港区にお住まいで、どんなご利用をされているかということを入れておりますけれども、そこは考えていきたいと思っています。

先ほどの別のご質問で、放課後に保護者の方が安心できているかどうかということでございます。小1ギャップという言葉もあるとおり、小学校に上がった途端にやはり仕事に合わせなければいけないとかそういうことになってはいけません。そういったところも何か声がどんな形で確認できるかは考えていきたいと思っています。

また、私立のお尋ねもございました。現時点で港区の学童クラブには7%の方が私立に通っている方が来ております。子どもは遊びの天才だとよく言いますが、すぐにコミュニケーションをとって仲よくなります。ぜひそういった機会も十分に活用してもらえ、安全で、安心できる場となるようにしていきたいということは区としても常々考えております。どんな声があるかというものはいろんな切り口で確認できるように検討してまいりたいと思っています。

神長会長) ぜひ検討していただければと思います。

委員) ⑨の26、「小学校の種類」と普通言わないと思います。「区立」と「公立」というのはどういう関係でしょうか。インターナショナルスクールは、法的には学校と位置づけられていない。特別支援学校は学校ですけれども、今いろいろご発言の中で問題になっております普通学級と特別支援の学級、通級を選択される方も大変多い。

⑩の31、小学校を黒で全部消しています。0、1、2が育休の範囲だというお考えであるならば、幼稚園も3、4、5でありますから、幼稚園は回答の必要がないということになります。また、お子さんが上の小学校に行っても次のお子さんが育休の対象になる方

はたくさんいるわけですから、28のところから全部小学校も回答するようにしていただきたい。

子ども家庭課長） 26番、「小学校の種類」という表現ですけれども、こちらは「学校種」という言い方がいいのかも含めてこの表現は考えさせていただきます。また、選択肢の分けにつきましても、「区立」と「公立」というような例を出されましたけれども、迷うことがないようにしたいと思っています。

港区にはインターナショナルスクールに通っているお子さんがたくさんいらっしゃいますので、ここは区の特徴としても入れておきたいところであります。学校ではないということも確かにありますけれども、伝わるような表現で整理していきたいと思えます。

また、先ほどありました小学校1、2年生の⑩につきましても、先ほどと同様必要な形となるのであれば考えていきたいと思えますけれども、5,000件あるというところからもなるべく負担感をという思いもありますが、いま一度この項目は確認しながら意見として入れたいと思えます。

委員） ⑨の「小学校就学後の放課後の過ごし方」なんですけれども、保護者の方々の要望をきちんと把握するというのはとても大事なことだと思います。この子ども・子育て会議の中でも、スペースだけではなくて、子どもたちの年齢で、低学年の子たちが自由に遊べなくなってしまうのではないかといろいろな問題もありましたし、指導員の方の対応の仕方とかいろいろなことがあるかなと思えます。自由記述に関しては最後のところに設けてありますが、どうしても最後だけにあると小学校の部分が埋もれてしまったり、何か浮き彫りにならない部分がある気がします。自由記述欄でこの放課後の過ごし方についてのご意見という欄を設けることはいかがでしょうか。もし可能であればお願いしたいと思えます。

子ども家庭課長） 港区子ども・子育て会議でも非常にここは大きく議論がなされているというふうに実感しております。声を聞くべきだということは特徴を持ってそういった欄の工夫なども考えていくべきだと思いますので、十分検討してまいりたいと思えます。

神長会長） よろしくお願ひいたします。

いただいた皆様のご意見を踏まえながら次回までに事務局でまとめ、次回はアンケートの形にさせていただけるということで、第3回の会議を開き、確認していくことになるかと思えます。事前に資料も送っていただくことになると思えますけれども、今日の意見を踏まえながら確認していただければと思えます。

ご協力、ありがとうございます。

1 議事 (2) 港区子ども・子育て会議 スケジュールの変更について

神長会長) それでは、次に議事の(2)の「港区子ども・子育て会議 スケジュールの変更について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

子ども家庭課長) それでは、資料2についてご説明いたします。

資料2、これは前回もお配りしたものでありますけれども、赤字で線が引いてあるところがございます。第3回に子ども・子育て支援ニーズ調査についての追加と、第4回の日程です。12月ということでお示ししておりましたけれども、実はニーズ調査の速報値が1月にまとまるということをもちまして、その速報値のご説明をしたいことから第4回会議を1月開催にしたいということがございます。

以上です。

神長会長) ただいまのスケジュールの変更について何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

10月は盛りだくさんになるかと思っておりますけれども、ご協力をお願いいたします。変更点につきましては1月ということで、速報値を見ながらまた会議を開くという形になります。

2 その他

神長会長) それでは、次に「その他」になります。

事務局から何かありましたらお願いいたします。

子ども家庭課長) 第1回会議、前回の会議で次回報告とすとしておりました公定価格の件につきまして保育課長から説明をさせていただきます。

保育課長) お手元のほうに追加資料をお配りさせていただきました。貴重なお時間をいただくことになってしまって、大変申し訳ございません。本来であれば前回のときにお答えすべきところがございますけれども、今回ご提出をさせていただきます。

平成28年度、平成29年度の公定価格についての保護者向けのお知らせの書類になります。1枚目が平成28年度の区立の運営経費についてのお知らせでございます。中段の図のところを見ていただきますと、年間園児1人当たりの保育園の運営経費としては1人当たり215万7,400円が経費としてかかっている状況でございます。また、その下の左側が、国の基準で算定した運営経費、いわゆる公定価格は110万2,400円、その中で保育料という利用者負担額の部分が56万5,700円で、差し引きますと施設

型給付費に相当する金額ということで、53万6,700円になります。

なお、右側の区の負担額ですが、こちらは国の基準を超えて区が負担をしている部分ということで、1人当たり105万5,000円が経費としてかかっている状況でございます。こちらは、年齢によって保育園の保育料は異なっておりますので、それを全体として1人当たりに換算したものでございまして、裏面をごらんいただきますとクラス年齢ごとのものをお知らせさせていただいております。「クラス年齢別の施設型給付費」ということで、国が定める基準により算定した区立保育園の公定価格、施設型給付費について、こちらのほうの(1)番が該当する記載になっております。先ほど申し上げたとおり、お子様のクラス、現在決定している保育料等によって幅がございますけれども、各自でごらんいただくような形でお願いをさせていただくものでございます。

(2)番につきましては、芝浦アイランド子ども園についての部分になりまして、こちらは1号認定の方の部分になります。2号認定の方は、上の区立認可保育園のところに含ませていただいているという形で資料をつくっているものでございまして、その次のページが平成29年度の分になっております。

通知につきましては、確認をさせていただいたところ、実は大変申しわけございません、前回のご指摘を受けて改めて確認をさせていただきましたところ、ホームページへの掲載等のお知らせができていない状況でございました。本日のご報告をもってホームページに9月21日の金曜日から掲載をさせていただくことで準備をさせていただいております。

また、こちらの通知方法、それから年度を超えてということでお知らせをすることについてでございますけれども、内閣府に確認をさせていただいております、一人一人に通知をしなくてもよいということと、年度を超えての通知は問題ないと確認させていただいているところでございます。

ご指摘をいただき、なるべく迅速にお伝えすべきところではございましたけれども、今回のこの場でご報告させていただいた上でホームページに掲載をさせていただきます。

なお、平成30年度のものにつきましては、どうしても公定価格の改定等の関係もあることから年度中に作成することが困難な状況にございまして、基本的に毎年9月にお知らせをしていくということで事務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

貴重なお時間をいただきまして、また前回きちっとした回答ができずに申しわけございませんでした。

よろしくお願いたします。

紳長会長) ありがとうございます。前回、この会議で話がありました公定価格について、

ただいま保育課長のほうから説明がありました。

この件につきましては、今回報告を受けましたという形よろしいでしょうか。

委員) ただいまの課長さんからのご説明は、それはそれとして結構でございます。

ただ、それは結構だといたしましても、前に問題に出しましたのは、運営に関する基準を定める条例です。この会議で配っていただいておりますけれども、その第14条のところに「特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない」、こういう規定になっております。

1年遅れは仕方がないのだと思うのです。それはそれで結構でありますけれども、この第14条の規定がこのままではこのとおりにやっていないということになります。これは個人々人に対して通知する。それも、支給を受けた場合に、当該年度においてするという事になっていきますから、改定していただかなければいけないと思います。

それから、28、29を報告していただきました。おおむね公費負担は施設型給付費と区負担額の合計額です。これが29年度では160万ほどになりまして、全体経費の74%になる。これは28年度もぴったり同じパーセンテージになります。そして、区の負担額、29年度の106万4,500円部分は、運営経費に占める割合が49%です。これも28年度も、29年度もぴったりこの数字であります。

ただ、27年度と比較しますと、公費負担分、区負担分が相当増えている、7ポイントぐらい増えているのです。これは区民にとっていいことではありませんので、今後重々ご検討いただきたいと思っております。

それから、幼稚園の公定価格も公表してくださるのでしようけれども、幼稚園の公定価格の場合に区負担額が27年度でいうと13万5,972円です。これが全体の運営経費に占める割合は19%です。そうすると保育所は74%公費負担、幼稚園は19%しか公費負担をしていないということになりまして、区民の公平感から言えば非常に問題だと言わざるを得ません。まして0歳児で、在宅で子育てをしている方、ついこの間までは9割いた。今は多分8割ぐらいでしょうが、そういう方々には何の給付もないわけですから、この差は莫大なものになります。

先ほど基本指針で示していただきましたように、全ての子育て家庭を支援する、全ての子どもを支援する、こういう観点に立って、これはすぐにどうこうなる問題ではないですから、長い時間がかかるとは思いますけれども、今後の課題としてご検討いただきたいと思っております。

神長会長) ありがとうございます。

今後も含めてお話がありましたことを含めて考えていきたいということで、事務局のほうはよろしいでしょうか。

子ども家庭課長) はい。

神長会長) それでは、皆様のご協力を得て本日予定されておりました議事は以上となりますが、最後に事務局のほうから事務連絡がありましたらお願いいたします。

子ども家庭課長) 事務局からお知らせいたします。

今回の会議でございます。10月22日、月曜日となっております。場所ですが、今回の場所と変わります。赤羽橋でございますみなと保健所の8階の会議室となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

また、本日ご審議いただきましたニーズ調査につきまして追加のご意見がある場合は、本日お配りしております意見用紙にご記入いただきまして、メールまたは郵送でお送りしていただきたいと思っております。今回は次回までの期間が短いものですから締め切りを短く設定しておりますけれども、ぜひお寄せいただきたいと思っております。以上でございます。

神長会長) それでは、予定の時間になりましたので、これにて第2回の港区子ども・子育て会議を終了させていただきます。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —